

令和6年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	令和6年8月23日（金）午後2時00分～午後3時40分
開催場所	平塚市役所 本館5階 入札室
出席委員	大谷 孝徳 委員長 柴田 直子 委員 小澤 敦史 委員
事務局	契約検査課、みどり公園・水辺課、建築住宅課、道路管理課、教育施設課
傍聴者	なし

開会 契約検査課長が挨拶し、大谷委員長の進行で開会する。

議題1 入札・契約手続の運用状況報告

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局から、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、令和6年1月12日から令和6年5月8日までに入札公告が行われた案件、令和5年度一般競争入札発注基準から令和6年度一般競争入札発注基準の変更点について説明した。】

委員：5者の独占禁止法違反があるが、まとまったものか。

事務局：2件に分かれている。いずれも県外の発注案件について、指名停止となっている。

委員：指名停止を受けている（株）白石興業は、定例会議開催通知とともに送られた「抽出対象案件一覧」の一番上にある業者と同じ業者か。

事務局：そのとおりである。同日に落札している別案件で落札決定後に辞退の申し出があったため、この扱いとなった。対象の案件については、再公告となり別の業者が落札している。

委員：A～Eは業者のランクか。一般競争入札とはいっても、ランクによって業者数が少なくなる場合はあるのか。

事務局：そのとおりである。公告する際、業者数が足りないと判断した案件については、一般発注基準より範囲を広げ、入札参加条件とすることはある。

委員長：質問がなければ議題2に移りたいと思います。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた小澤委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

(1) 土屋霊園返還墓地カロート再設置工事

抽出理由：辞退者が多く、かつ、同価入札が4者あり、くじ引きによって落札者が決定されているため。

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【みどり公園・水辺課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過について説明】

委員：資料にある「週休2日制確保モデル工事」の制度は以前からあったか。

事務局：制度設計がされたのは、令和5年4月から。「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「改正労働基準法」による時間外労働規制の導入の動きを踏まえ、本市でも建設現場で働き方の改革等が必要と判断のもと、土木工事から試行運用を開始しているものである。令和6年4月から発注者指定型を新たに導入するとともに営繕工事にも拡充等行った。令和6年8月からは国や県の要領の変更に伴い再度変更している。今後もまだ内容に更新が生じる制度であると思われる。

委員：「週休2日制確保モデル工事」はどのくらい適用されているか。

事務局：現在、土木工事については、特別な事情がある等適用できない工事でない限り、原則適用となっている。今年度は件数も増えてきている。
令和6年4月から営繕工事にも拡充しているので、適用できる工事については順次摘要していく見込みである。

委員：「週休2日制確保モデル工事」については、抽出理由とは直接関係がないという認識でよいか。

事務局：そのとおりである。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) 平塚市庁舎別館受変電設備修繕

抽出理由：辞退者が多い、また、各社の入札額に幅があるにもかかわらず、落札率が97.50%と高いため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：資料に記載してある午前と午後の入札した業者数について確認したい。

事務局：参加可能業者数は入札参加条件に合った業者数が23者、参加者数は参加を募った段階では12者いたということである。第1回目（午前）の入札の段階では、8者応札あり、4者辞退ということである。

委員：先ほど一覧表の落札率について訂正があったが、訂正前の分母の額については、第２回目（午後）落札者の第１回目の入札額ではないだろうか。

事務局：御指摘のとおりと思われる。

委員：高額入札している業者が設計図書の閲覧を目的としている可能性もあるのではないかと、というのは、こういった目的かもう少し具体的に示せるか。

事務局：まず、設計図書の閲覧条件は、実際に応札しているか否かということが背景にある。あくまで推測であるが、各業者が本案件について受注は考えていないものの、似たような案件を今後受注するときのために、あらかじめ設計図書を閲覧するということも考えられるのではないかと。

委員：第２回目（午後）の入札について参加者数６者とあり、４者応札があるが、残り２者はどうなったか。

事務局：１者辞退、１者不着であった。

委員：工事概要に、受変電設備の更新、主要機材とあるが、製造メーカーのものを入れ替えるという工事か。

事務局：電気を供給している受変電設備の更新工事である。俗にいうキュービクルという箱体の中に、記載している機材が入っており箱体ごとそのまま入れ替えるという工事である。

委員：入札参加業者と代表者名について、代表者が別業者の役員であった場合等、入札参加資格に影響するか。代表者がそれぞれ違っていれば特に問題ないという認識でよいのか。

事務局：仮に親族であっても、別の法人格を持って、別会社として成立しているようであれば、ご親族同士の間柄で入札に参加できないという決め事は現状ない。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（３）日向岡トンネル照明・非常用施設更新設計委託

抽出理由：６者が辞退し、１者のみの入札となっているため。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【道路管理課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過を説明】

委員：参加可能業者数９３者あるが、実質的に実績要件を満たし参加可能であった業者は１者だけということか。

事務局：公告時お示しする設計図書類の中で、配置予定技術者の資格要件、実績要件等を明示している。各業者が確認し、実績要件の内容等により参加が難しいと判断され参加申請をしない、又は参加申請はしたが辞退し、この数となるのは、推測だが十分あり得ると思われる。

委員：どの時点で参加者、辞退となるか。

事務局：入札参加する場合、入札より前に参加申請していただき、その時点で参加者となる。本案件では7者。その後、開札日当日に入札の状況を確認したところ、6者の辞退があった。

委員：管理技術者、照査技術者、担当技術者を3者配置するというのは国の基準か。

事務局：そのとおりである。

委員：条件明示書の実績要件は市独自の要件か。

事務局：実績要件は令和3年3月に改定された道路トンネル非常用施設設置基準に対応するため勘案した。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

（４）松原公民館改修工事（実施設計業務委託）

抽出理由：随意契約となった経緯の確認。

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から業務の概要を説明】

【契約検査課から随意契約の経過を説明】

委員：工事概要について、もう少し詳細を伺いたい。

事務局：主に二つの工事がある。第一は既存の公民館にエレベータ棟を増築する、第二は既存の建物の長寿命化を測るためトイレその他設備を改修していくというものになる。

委員：当該業者の当初入札価格に、かなり予定価格超過があったようだが、工事主管課の積算について特に無理があったわけではないか。

事務局：設計は国の基準にのっとった形で、積算額も算出している。内容については特に無理はなく、あくまで、ルールに従って行ったものである。業者側に確認したところ、本案件の名称が『実施設計業務委託』となっており、基本設計業務から行う形ではなかったため、通常よりトラブルめいたものがあり業務が多くなることも想定し高い金額としていたとのこと。通常の業務である旨説明したところ、標準的な額で対応していただけた。

委員：不落随契の場合、事後審査は行っているか。

事務局：行っていない。

議題３ その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの御連絡は下記のとおり

- ・ 次回定例会の日程調整の依頼
- ・ 次回抽出委員の確認

委員長：それでは以上で本日の審議を終了いたします。

契約検査課長代理：御意見ありがとうございました。

以 上
(午後3時40分閉会)